

恵庭市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第8号

恵庭市火災予防条例の一部を改正する条例

恵庭市火災予防条例（昭和38年条例第15号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）
第3条（略）	第3条（略）
2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1) 炉の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃性をみだりに放置しないこと。	(1) 炉の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
(2)～(6)（略）	(2)～(6)（略）
3・4（略）	3・4（略）
第3条の2～第7条（略）	第3条の2～第7条（略）
	(簡易サウナ設備)
	第8条 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又

現行	改正案
<p>(サウナ設備_____)</p> <p>第 8 条 _____ サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)</p> <p>_____ の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) サウナ設備 _____ の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備 _____ の位置、構造及び管理の基準については、第 3</p>	<p>はパレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条(第 1 項第 1 号、第 10 号から第 14 号まで、第 17 号から第 18 号の 3 まで、第 2 項第 6 号及び第 3 項並びに第 4 項を除く。)及び第 5 条第 1 項第 1 号の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第 8 条の 2 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3</p>

現行	改正案
<p>条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p>	<p>条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p>
<p>第9条～第30条の7 (略)</p>	<p>第9条～第30条の7 (略)</p>
<p>(住宅における火災の予防の推進)</p>	<p>(住宅における火災の予防の推進)</p>
<p>第30条の8 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p>	<p>第30条の8 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p>
<p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p>	<p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレイカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第30条の9～第40条の2 (略)</p>	<p>第30条の9～第40条の2 (略)</p>
<p><u>(防火管理業務受託者による防火管理教育担当者の選任等)</u></p>	
<p><u>第40条の3 法第8条に規定する防火管理上必要な業務(法第17条の3の3に規定する消防用設備等及び特殊消防用設備等についての点検を除く。以下「防火管理業務」という。)の一部を令第1条の2第3項に掲げる防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「防火管理業務受託者」という。)は、防火管理業務に関する教育の担当者(以下「防火管理教育担当者」という。)を定めて、その者に防火管理業務に従事する者に対し組織的、計画的な防火管理業務に関する教育を行わせなければならない。</u></p>	
<p><u>2 防火管理業務受託者は、防火管理業務を担当する営業所ごとに、消防長が指定する資格を有する者のうちから、防火管理教育担当者を定めなければならない。</u></p>	
<p><u>3 防火管理業務受託者は、前項の規定により防火管理教育担当者を定めたときは、遅滞なくそ</u></p>	

現行	改正案
<p><u>の旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。</u></p> <p><u>(防災管理業務受託者による防災管理教育担当者の選任等)</u></p> <p>第 40 条の 4 <u>法第 36 条第 1 項において読み替えて準用する法第 8 条の規定に基づく同条の防災管理上必要な業務(以下「防災管理業務」という。)</u>の一部を令第 46 条に掲げる防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「<u>防災管理業務受託者</u>」という。)は、<u>防災管理業務に関する教育の担当者(以下「防災管理教育担当者」という。)</u>を定めて、その者に<u>防災管理業務に従事する者に対し組織的、計画的な防災管理業務に関する教育を行わせなければならない。</u></p> <p>2 <u>防災管理業務受託者は、防災管理業務を担当する営業所ごとに、消防長が指定する資格を有する者のうちから、防災管理教育担当者を定めなければならない。</u></p> <p>3 <u>防災管理業務受託者は、前項の規定により防災管理教育担当者を定めたときは、遅滞なくその旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。</u></p>	<p>第 41 条～第 49 条 (略)</p>
<p>第 41 条～第 49 条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第 50 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめその旨を消防長に届出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるもの</p>	<p>第 41 条～第 49 条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第 50 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめその旨を消防長に届出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の 2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるもの</p>

現行	改正案
を除く。) (7)の2～(15) (略) 第51条～第56条 (略)	を除く。) (7)の2～(15) (略) 第51条～第56条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

